

三鷹市養育費確保支援等事業のご案内



養育費は、子どもの健やかな成長を支えるために重要な役割を担う大切なものです。三鷹市では、養育費を継続して受け取れるよう、離婚前後の親に養育費確保支援等事業を行います。

<事業内容>

申請は、以下の各事業一人1回とし、2~4の助成金額は対象者一人当たり5万円を上限とします。

1 弁護士による無料相談

子どもの養育費等の取決めに関する相談で、一人1回60分程度の利用ができます。

2 裁判外紛争解決手続（ADR※1）利用の経費助成

弁護士会や認証ADR事業者を利用して養育費や面会交流等の取決めを作成する場合、第1回目の調停期日までに要する経費を助成します。

※1 ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法

3 養育費に関する公正証書等作成経費助成

公正証書作成費用、調停等申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用郵便切手代を助成します。

4 養育費保証契約締結経費助成

民間の養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料を助成します。

<対象となる方>

弁護士無料相談については、以下の1と2を満たす方、それ以外の助成事業については、以下の全てを満たす方

- 1 三鷹市内に住所を有すること。
- 2 离婚を考えている父母、母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかであること。
- 3 養育費の取決めの対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）と同居していること。
- 4 助成の対象となる経費を負担していること。
- 5 過去に同事業による同内容の助成を受けていないこと。
- 6 他の自治体から同内容の助成を受けていないこと。



<申請に必要な書類>

| 必要書類 | | 弁護士相談 | ADR利用の経費 | 公正証書等作成経費 | 養育費保証契約締結経費 |
|------|-------------------------|-------|----------|-----------|-------------|
| ア | 弁護士相談申請書 | ○ | | | |
| イ | 助成金交付申請書 | | ○ | ○ | ○ |
| ウ | 調査同意書 | | ○ | ○ | ○ |
| エ | 戸籍謄本又は戸籍抄本 | | ○ | ○ | ○ |
| オ | 住民票の写し | ○ | ○ | ○ | ○ |
| カ | 領収書等の写し | | ○ | ○ | ○ |
| キ | ADRで養育費を決めた文書の写し | | どちらかを提出 | | |
| ク | ADRで合意できなかったことがわかる資料の写し | | | | |
| ケ | 公正証書（※2）等の養育費を決めた文書の写し | | | ○ | ○ |
| コ | 養育費保証契約書（※3）の写し | | | | ○ |

※2 強制執行認諾文言が付されていること

※3 保証期間が1年以上であること

- 添付書類により証明すべき事実を子育て支援課長が公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる場合があります。
- その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

<申請期限>

- ADR利用の経費については、ADRで養育費を決めた文書を作成した日若しくはADRによる合意が成立しないことが確定した日から6か月以内
 - 公正証書等作成経費については、養育費の取決めを交わした文書を作成した日から6か月以内
 - 養育費保証契約締結経費については、助成対象経費となる費用の支払いの日から6か月以内
- ※取決め文書や領収書は、令和4年4月1日以降のものに限ります。

<お問い合わせ>

三鷹市子ども政策部 子育て支援課 相談・支援係

三鷹市役所4階42番窓口

電話 0422-45-1151 内線2754